

議案第46号

鳥取県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例（昭和46年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

鳥取県消費生活センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、鳥取県消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

(設置)

第2条 法第10条第1項の規定に基づき、鳥取県消費生活センター（以下「センター」という。）を米子市に置く。

2 センターに、消費生活相談を行う消費生活相談室を次のとおり置く。

名称	位置
東部消費生活相談室	鳥取市
中部消費生活相談室	倉吉市
西部消費生活相談室	米子市

鳥取県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立消費生活センターの設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第2条 県民の消費生活の安定及び向上を図るため、鳥取県立消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）を米子市に置く。

(事務)

第3条 センターにおいては、次に掲げる事務を行う。

- (1) 法第8条第1項各号に掲げる事務その他の消費者安全の確保に関すること。
- (2) 消費者教育の推進に関すること。
- (3) 生活関連物資の需給又は価格の安定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、消費者の利益の擁護及び増進を図るために必要な事務

(消費生活相談事務の委託)

第4条 知事は、センターの事務のうち消費生活相談及びこれに付帯する事務を、知事が指定する法人その他の団体（以下「指定受託者」という。）に委託するものとする。

2 指定受託者が前項に規定する事務を行う期間は、知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(職員)

(業務)

第3条 消費生活センターは、次の各号に掲げる業務を行なう。

- (1) 消費生活に関する知識の普及及び情報の提供に関すること。
- (2) 消費生活に関する相談及び苦情の処理に関すること。
- (3) 商品の試験及び検査に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、消費生活の安定及び向上を図るために必要な業務

第5条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) 所長その他の所要の職員
- (2) 消費生活相談員その他の指定受託者の職員

(消費生活相談員の確保等)

第6条 知事は、消費生活相談員の確保及び資質の向上を図るために必要があると認めるときは、指定受託者に対し、消費生活相談員の適切な処遇、研修の実施その他の措置を講ずることを求めるものとする。

(情報の安全管理)

第7条 所長は、センターの事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(規則への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、センターの運営に関する事項は、規則で定める。

(規則への委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、消費生活センターの管理に関する事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正後の鳥取県消費生活センター条例第4条第1項に規定する事務を委託されている者は、平成29年3月31日まで
の間、同項の規定により当該事務を委託されたものとみなす。